第2	2 節	特	許庁······	402
1	1. 審	查体	制整備のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	402
	1.	1.	世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	402
	1.	2.	出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	403
2	2. 国	際的	な取組······	403
	2.	1.	国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	403
	2.	2.	知的財産保護のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	406
3	3. 知	的財	産活動の活性化のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	406
	3.	1.	中小企業等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	406
	3.	2.	大学等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	411
	3.	3.	知財活用全般に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	412
2	1. 政	令の	施行に伴う料金改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	413

#### 第2節 特許庁

#### 1. 審査体制整備のための取組

## 1. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向け た取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象とな る蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が 年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確 な審査を行うため、先行技術文献調査の外注の活用、必要な 審査官の確保等の様々な取組を着実に実施することにより、 審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。2021 年度の 先行技術文献調査の登録調査機関への発注件数は 13.4 万件 である。また、近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特 許文献の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度か ら、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特 許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張しており、2021年 度は発注件数 13.4 万件のうち、10.0 万件で英語特許文献検 索、2.5万件で中韓語特許文献検索、3.3千件で独語特許文 献検索を行った。調査結果については、審査効率を最大限向 上させるべく検索者から審査官に口頭で説明しているとこ ろ、2020年度から引き続き、2021年度においても、新型コ ロナウイルス感染症への対策として、対面ではなくオンライ ンでの説明を優先的に実施した。これらの取組により、新型 コロナウイルス感染症が拡大する中においても、調査結果が 着実に納入され、特許審査の迅速性維持につながった。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、2014年に公表した「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」(2014年に初版を公表、2016年7月に改訂)に沿った品質管理を通じて、特許審査を的確に実施し、世界最

高品質の特許審査の実現を目指している。また、2014 年度からは、経験豊富な審査官からなる約100名の品質管理官を配置し、特許審査の一連のプロセス(本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成)を対象とした品質監査等の様々な特許審査の品質管理の取組を実施すると共に、外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況についての評価及び改善提言を受けた見直しを随時行う等、特許審査の質の維持・向上に常に取り組んでいる。

第四次産業革命と呼ばれる大量のデータとAI(人工知能)を活用する技術革新への期待が高まっている。この状況を踏まえ、AI関連発明に対する特許審査の透明性、予見可能性の向上や、対外発信を目的として作成されたAIに関する特許審査事例を、各種説明会等を通じてユーザーに広く周知した。

さらに、AI関連技術は代表的な融合技術であり、その審査においてはAIに関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要がある。そこで、特許庁は、2021年1月に、AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携するAI審査支援チームを発足させた。AI審査支援チームでは、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っている。AI担当官は、AI関連発明に関する審査の"ハブ"として、各審査部門の知見を集約し、AI審査支援チーム外の審査官からの相談に応じるだけでなく、審査官向けの研修を実施することで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。

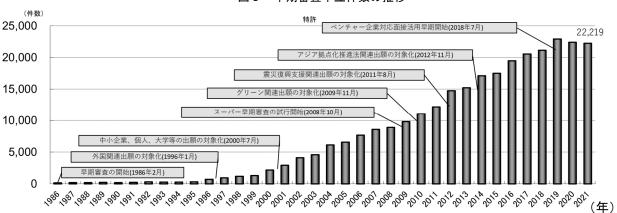


図9 早期審査申立件数の推移

# 1.2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している。2021年の早期審査の申請件数は22,219件であり、増加傾向にある(参照:図9)。早期審査制度を利用した出願の2021年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均2.7か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予定の 発明に係る出願(実施関連出願)や、外国にも出願してい る出願(外国関連出願)、また、個人、中小・ベンチャー 企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・TL O、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境 関連技術に関する出願(グリーン関連出願)についても試 行的に対象としている。2011年8月からは、企業活動に 必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災か らの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願(震 災復興支援関連出願)も早期審査の対象に加えている。ま た、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点 等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特 定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別 措置法 (アジア拠点化推進法)」に基づく認定を受けた研 究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審 査の対象に加えている。

また、2008年10月からは、通常の早期審査よりも更に 早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。 スーパー早期審査制度を利用した出願の2021年の一次審 査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から 平均0.8月(国内移行した特許協力条約に基づく国際出願 については平均1.4月)となっている。

審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接を実施している(2021年実績:1,689件)。面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接(2021年実績:13件)や、Webアプリケーションを利用したオンライン面接も実施している

(2021年実績:1,423件)。なお、出張面接は、2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部(INPIT-KANSAI)も会場としている。

さらに、近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、複数の知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、国内外の事業で活用される複数の知的財産権(特許・意匠・商標)の包括的な取得を支援するために、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」を2013年4月より開始した(2021年実績:13件(対象とされた特許出願は122件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は4件))。「事業戦略対応まとめ審査」では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

#### 2. 国際的な取組

## 2. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組

#### (1) 知的財産制度・運用の調和

出願人が同一出願を複数国に行う場合の利便性を向上させるため、世界知的所有権機関(WIPO)や各国特許庁と協力して知的財産制度・運用の更なる調和に努めている。

五庁(IP5)会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施している。五庁は、2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施している。

2021年6月、第14回IP5長官会合を日本国特許庁が オンラインで主催し、新技術・AI分野の協力に関する作 業ロードマップに合意した。あわせて、特許図面のサイズ やカラー・モノクロ等の要件の調和を目指すプロジェクト と、特許権の権利移転書類の様式の調和等を目指すプロジ ェクトの立ち上げに合意した。また、ポストコロナ時代に おいて、手続の電子化や、審査官と出願人等とのオンライ ンでのコミュニケーションの拡充により、ユーザーの利便性を向上することの重要性を確認するとともに、ユーザーニーズに応えられるよう、引き続き五庁で協力していくことを確認した。さらに、社会課題解決のための各庁における取組を共有し、知的財産権が社会課題の解決において重要な役割を果たすことを確認した。

意匠五庁(ID5)会合は、日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。 意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力の取組を行っている。

2021年11月、第7回ID5年次会合を中国のホストによりオンラインで開催した。今次会合では、既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択、2年ぶりとなるユーザーセッションの開催等を実施した。

「品質管理に関する研究」では、ユーザー向けのカタロ グをID5ウェブサイト上で公表することについて、また、 「意匠データ資源(非特許文献)に関する研究」でも、調 査研究報告書を ID5 ウェブサイト上で公表することに ついて合意した。「優先権書類の電子的交換に関する研究」 では、五庁が利用するWIPOのデジタル・アクセス・サ ービスによる意匠分野における優先権書類の電子的交換 について継続的に情報交換を行うことについて合意した。 「ID5統計」、「新規性審査におけるインターネット情報 の証拠性に関する研究」、「推奨意匠実務」、「ジョイント・ コミュニケーション・アクション」、「ID5ウェブサイト」、 「ID5の5年間のレビュー」の各プロジェクトについて も今後の方針を議論した。さらに、意匠の図面の記載要件 に関するユーザーガイドを作成する新たな協力プロジェ クトを採択した。業界団体・代理人団体等のユーザー代表 者を対象としたユーザーセッションでは、各庁から意匠の 最新状況について報告を行うとともに、ユーザーから新型 コロナウイルス感染症の経験を通じた意見の発表が行わ れ、各庁はパンデミックに対する具体的な取組を紹介した。

商標五庁(TM5)会合は、日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。 各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年2回の定期会合や各種プロジェクトを通した五庁間の協力を推進するほか、ユーザ ーを対象としたイベントも開催している。

2021年11月、第10回TM5年次会合を中国のホストによりオンラインで開催した。各庁の最新状況の共有や、16の協力プロジェクト及び2つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況の報告と今後の進め方などに関する活発な議論を実施したほか、ユーザーセッションを開催した。

日本国特許庁がリードするプロジェクトのうち、「悪意の商標プロジェクト」では、漫画による啓発資料の完成及び公表について報告するとともに、本プロジェクトの五庁以外の知的財産庁への普及を目的としたセミナーの開催方法について実務者レベルで議論することについて合意した。また、「ユーザー参画プロジェクト」では、第6回ジョイント・ワークショップを2022年の国際商標協会年次総会において開催することについて合意した。さらに、「イメージサーチプロジェクト」では、プロジェクトの対象を「審査に関連するシステム」へ拡大することを内容とするプロジェクトブリーフの変更について各庁が確認を行った上で、プロジェクト名を「商標審査のためのITサポートプロジェクト」に変更することについて合意した。

#### (2) 新興国等における知的財産制度整備の支援

日本国特許庁は、新興国との間で、多国間会合の場を活 用した協力を進めている。

日 ASEAN 特許庁長官会合は、我が国と ASEAN 各国の知的 財産庁によって 2012 年に創設された。年度ごとの日 ASEAN 知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN 諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効 率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的 財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進する べく協議を行っている。

2021年8月、第11回日 ASEAN 特許庁長官会合をオンラインで開催し、「日 ASEAN 知財アクションプラン 2021-2022」を策定した。これにより、これまでと同様の協力に加え、先端技術分野の審査運用に関する継続調査の開始、特許情報活用の現状と課題に関する新規調査の開始について合意した。加えて、東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)から、ASEAN 各国のAI関連発明の特許審査運用に関する調査の最終報告がなされた。

また、2021年9月に第2回日 ASEAN 特許専門家会合を

開催し、日本国特許庁と ASEAN 各国の知的財産庁との間で、AI 関連発明の審査実務や特許出願における誤訳の問題に関する知見を共有した。

#### (3) 海外知財庁・関係機関との連携・協力

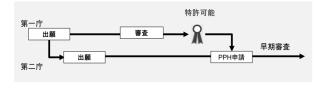
#### (ア) 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ (PPH) とは、第一庁 (出願人が 最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願に ついて、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施し ている第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられ るようにする枠組みである (参照:図10)。

2006 年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2022年3月31日時点でPPH実施庁は55に達したほか、PPH申請件数も2021年には約31,000件(2022年3月1日集計時点での暫定値)となり、累積申請件数は25万件を突破している。2022年3月31日現在、日本国特許庁は45の庁とPPHを本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の99%以上でPPHが利用可能となっている。

また、2014年1月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)」を17の庁間で開始している。従来二庁間の取組として、PPH MOTTAINAIやPCT-PPHのように複数種類存在するPPHが選択的に実施されていたところ、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国・地域によりどのPPHが利用可能であるかを区別することなく、全てのPPHが利用可能となる。2020年7月にチリ産業財産権庁がGPPHに参加し、2022年3月31日現在、27の庁がGPPHに参加している。

図10 特許審査ハイウェイ (PPH)の概要

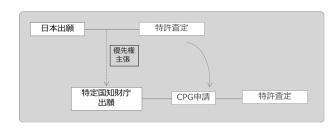


#### (イ) 特許の付与円滑化に関する協力

特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人か

らの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産 庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠 組みである(参照:図11)。これにより、審査体制が十分 に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結 果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日 本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業 科学技術イノベーション省(カンボジアにおいて特許・意 匠を所管する知的財産庁に相当)、2016年11月からラオ ス知的財産局との間で開始した。

#### 図11 特許の付与円滑化に関する協力(CPG)の概要



#### (ウ) 国際審査協力

経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が 国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審 査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達 等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用 する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される 機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、この ような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理 解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国 特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の 高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施 策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の 議論や、審査実務指導を行う取組である。2000 年4月か ら 2022 年 3 月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・ 受入れを、34 の知的財産庁・組織と行っている。

2021 年度は、新型コロナウイルス感染症により派遣・受入が困難な中で、全ての審査官協議及び研修をオンラインにて実施した。日本国特許庁の審査官計 10 名が審査官協議に参加した。また、日本国特許庁の延べ 17 名の国際研修指導教官が計 211 名の ASEAN 諸国の審査官に対して研修を提供し、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。また国際研修指導教官は、

産業財産権人材育成協力事業(JPO/IPR研修等)に おいても研修を提供している。

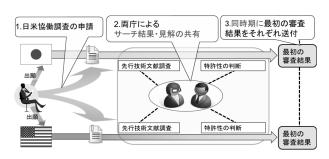
#### (エ) 日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている(参考:図12)。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日から最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で3年間実施した第2期試行プログラムにおいては、83件の申請を受理した。そして、2020年11月1日から新たに2年間の第3期試行プログラムを実施している。

#### 図 12 日米協働調査試行プログラムの概要



#### 2. 2. 知的財産保護のための取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を

行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は 急務であり、二国間協議を通じた相手国政府への模倣品対 策強化の要請と協力、「諸外国の被害実態・制度運用等調 査」の実施等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、税 関職員向けの知的財産に関する研修に日本国特許庁の職 員を講師として派遣するなどの取締機関との連携の強化 を実施している。一方、国内消費者向けに知的財産権の重 要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペ ーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。 2021 年度は、都内の高校 4 校を対象に、知的財産権侵害 防止教育のモデル授業などを実施した。

#### 3. 知的財産活動の活性化のための取組

#### 3. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域 経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規 産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財 意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に 支援している。

#### (1) 特許料・審査請求料等の減免措置

中小企業等の知財活動を活発化するため、不正競争防止 法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第 33号)に基づき、中小企業等を対象とした、審査請求料、 特許料(1年~10年)、国際出願関連手数料の減免措置を 講じている。

#### ○特許料・審査請求料の減免措置

- ◇資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査 請求料の免除又は半額軽減措置の 2021 年度の実績は 以下のとおり。
- ・特許料 (第1年分から第3年分) の減免:723件
- ・審査請求料の減免:1,255件
- ◇中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措 置の 2021 年度の実績は以下のとおり。
- ・特許料 (第1年分から第3年分) の軽減:17,938件
- ・審査請求料の軽減:26,389件
- ◇中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・ 審査請求料の3分の2軽減措置の2021年度の実績は 以下のとおり。

- ・特許料 (第1年分から第3年分) の軽減:7,912件
- ・審査請求料の軽減:9,888件
- ◇大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の 半額軽減措置の 2021 年度の実績は以下のとおり。
- ・特許料 (第1年分から第3年分) の軽減:6,668件
- ・審査請求料の軽減:8,177件

#### ○国際出願関連手数料の減免措置

- ◇中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の 半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は 以下のとおり。
- ・送付手数料・調査手数料の軽減:2,281件
- 予備審査手数料の軽減
- : 122 件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付: 2,035件
- ◇中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり。
- ・送付手数料・調査手数料の軽減:1,930件
- 予備審査手数料の軽減
- : 95 件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付: 1,670件
- ◇大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり。
- ・送付手数料・調査手数料の軽減:2,049件
- ・予備審査手数料の軽減 : 162 件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付:1,894件

#### (2) 知財総合支援窓口

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)では、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援窓口として、「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置している。知財総合支援窓口では、企業経営におけるアイデア段階から製品化や海外展開といった事業活動上の様々な課題等に対し、経験豊富な窓口担当者によるアドバイスを受けることができる(2021年度実績:123,345件)。加えて、より専門的

な内容の相談については知的財産の専門家である弁理士・ 弁護士をはじめ、デザイナーや中小企業診断士等の様々な 専門家とも協働し、さらに、よろず支援拠点や中小企業支 援センター、自治体、商工会・商工会議所、下請かけこみ 寺 をはじめとする地域の中小企業支援機関と連携して、 効率的・網羅的な支援サービスを提供している。

#### (3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、オープン・クローズ戦略を取り入れたより複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、2015年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」を設置し、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付けている(参照:図13)。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」と「関西知財戦略支援専門窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している。また、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協力して対応している。さらに、全国にある知財総合支援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。2021年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では553件、関西知財戦略支援専門窓口では247件の相談に対応した

#### (4)海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化する ビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知 的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要にな る。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面 から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産

#### 図 13 営業秘密に関する相談対応

#### 支援・アドバイス例

- ✓ 秘密情報のリスト化、規程整備の実務
- ✓ ベテラン社員の退職における漏えい防止策
- ✓ 職務発明規程整備等への助言











中小企業等

知的財産戦略アドバイザー

知財総合支援窓口 情報処理推進機構/警察庁

実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材(海外知的財産プロデューサー)が企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している(参照:図14)。

知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口という専門窓口において相談を受け付けており、2021年度は、それぞれ469件及び294件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口等のINPITの他の窓口や他機関との連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

#### (5) 外国出願支援事業(補助金)

中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都 道府県等中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構 (JETRO)を通じて、外国への事業展開等を計画して いる中小企業の外国出願(特許、実用新案、意匠、商標) にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人 費用、翻訳費用)の一部を補助している。補助率は2分の 1で、案件ごとの上限額は、特許150万円、実用新案・意 匠・商標60万円、冒認対策商標(※)30万円。1企業に 対する上限額は300万円。2021年度は630件(前年度比 21.2%減)を支援した。

※冒認対策商標:悪意の第三者による先取出願(冒認出願) の対策を目的とした商標出願。

#### (6) 海外侵害対策支援事業(補助金)

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を 把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業 者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一 部を補助している。補助率は3分の2で、1企業に対する 上限額は400万円。2021年度は8件を支援した。

図 14 海外展開に関する相談



また、2015 年度からは、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施している。さらに、2016 年度からは、異議申立や無効審判請求、取消審判請求など、冒認商標を取り消すためにかかる費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施。2021 年度は23 件を支援した。防衛型侵害対策及び冒認商標無効・取消係争支援における補助率は3分の2で、1企業に対する上限額は500万円。

#### (7) 知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化して金融機関からの融資や経営支援につなげるため、 以下の包括的な取組を実施した。

- ・知財ビジネス評価書の提供:中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、 金融機関に提供。
- ・知財ビジネス提案書の提供:評価書を提供した金融機関と知財専門家が、経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を作成し、中小企業に提供。2021年度は、評価書と提案書合計で171件作成。
- ・知財ビジネス評価書のひな形・ガイドラインの作成:知的財産と中小企業の事業との関係性の理解に最低限必要かつ有益な評価項目について分析を行い、当該評価項目をひな形(知財ビジネス評価書(基礎項目編))として取りまとめるとともに、当該ひな形利用のためのガイドライン(手引き)を併せて作成。
- ・普及啓発:ポータルサイトの運営やマニュアルの更新。

#### (8)海外知財訴訟保険事業(補助金)

2016 年度より、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティーネットとしての施策として、全国規模の中小企業を会員とした団体を通じて、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金を補助している。補助率は2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)。2021 年度は37件の支援を行った。

#### (9) 日本発知財活用ビジネス化支援

中堅・中小企業や地域団体商標登録団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開(ライセンス契約等)を促進するため、ブランド戦略の策定、海外展開におけるライセンス契約の普及や技術流出防止等を目的としたセミナーへの参加や国内外での展示会出展等に係る費用を助成する。2021年度は、50件の支援を行った。

#### (10) 中小企業知的財産支援事業(補助金)

地域における知財支援体制の構築や連携強化を通じて 知財支援力を向上するため、地域の先導的な知財の取組を 補助している。2021 年度は11 件の取組を支援した。

#### (11) 地域知財普及啓発推進事業

ビジネスや経営における知的財産の重要性に気付いていない中堅・中小企業を対象に、経営における知的財産戦略等の普及啓発を目的とした「つながる特許庁」を、2021年度には全国6地域、6都市で開催した。

2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 として、会場での検温やアルコール消毒の実施、接触確認 アプリ (COCOA) のインストールを推奨したほか、各 開催都市のイベント開催指針に則り開催した。

開催地域における産業特性や重点施策・課題を踏まえて、 地域のニーズに沿ったテーマを設定し、経済産業局等の知 的財産室や地域の支援機関等との連携を図ることで、効率 的かつ波及効果の高い普及啓発イベントを行った。

#### (12) 産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官は、従来は全国の中小企業等への個別訪問や中小企業や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っていたが、2020年度からは、第2次地域知財活性化行動計画に基づき、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室並びにINPITと連携し、地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)採択企業、ベンチャー企業等のポテンシャルの高い企業をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している。具体的には、企業の成長プロセスや知財活用ステージに応じた制度・施策の選択・組合せの提案、INPITと連携した課題に応じた

専門家の派遣やフォローアップ等を通じて、企業の「稼ぐ力」のステップアップを狙う取組を実施している。

その他、知財活用の効果が見込まれる地域未来牽引企業等の企業を対象にしたセミナー等も実施して、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

#### ◇2021 年度実績

中小企業等へのハンズオン支援 256 社 知的財産セミナー・研修会講師 58 回

#### (13) INPIT-KANSAI

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」(INPITーKANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。同本部では、地元自治体や地域の支援機関等とも密接に連携しながら、近畿地域の中堅・中小企業等の事業成長のための知財支援を展開するため、(1)ビジネス・知財総合戦略に関する専門的な支援、(2)特許審査官による「出張面接」の実施サポート、(3)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(4)地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣など多面的な支援を実施している。

#### (14) スタートアップ支援に関する取組

特許庁では、スタートアップに対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、スタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施している。

2018 年度より開始した知財アクセラレーションプログラム「IPAS」では、創業期のスタートアップを対象に、ベンチャーキャピタル経験者・ビジネスコンサルタント等のビジネスの専門家と、弁理士・弁護士等の知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知財の取得に向けた支援を行っている。本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるスタートアップの創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでスタートアップに対する知財支援の活性化を促進する。2021 年度に発

行した『IPAS運営の手引き』では、知財支援プログラムやその他の専門家等へのプログラムなどを企画・運営したい方向けに、4年間積み上げてきたメンタリングチームの構成方法などの運営ノウハウや運営上の注意点を掲載するとともに、メンタリング以外のイベント等も紹介している。

また、特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、 スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、ス タートアップ向け知財コミュニティの構築を推進してお り、2018年12月より、スタートアップが「まず見るサイ ト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポ ータルサイト「IP BASE」(https://ipbase.go.jp/)を運営 している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事 など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的 なコンテンツを掲載している。また、会員登録者向けにス タートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専 門家への質問機能を設けているほか、会員登録者のニーズ に基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心が より高いスタートアップについて一層のレベルアップを 図っている。さらに、2019年度からスタートアップにお ける知財コミュニティの活動を促進させるべく、知財に意 欲的に取り組む人材・組織を表彰する「IP BASE AWARD」 を実施し、2022年3月には「第3回 IP BASE AWARD」を開 催した。スタートアップにおける知財全般に関して、先進 性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・ 組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアッ プ部門、エコシステム部門の3部門で実施した。

その他、特許審査に関するスタートアップ支援策として、一定の要件を満たす企業を対象に「面接活用早期審査」及び「スーパー早期審査」や、国内特許出願、PCT国際出願の手数料等を軽減する措置を実施している。

#### (15) 特許情報分析支援事業

特許情報分析を経営や事業に生かすためのビジョンを もった中小企業等に対して、特許情報分析結果を提供する ことにより、知財の経営判断・事業運営への有効活用を促 し、中小企業等の「稼ぐ力」を高めることを目的として特 許情報分析支援事業を実施した。

具体的には、年4回公募を実施し、採択された中小企業 等の経営や事業上の課題、例えば、新規事業の立ち上げ、 事業戦略の構築、新規資金の調達、重複した研究開発の回避等の課題を持つ中小企業等に対して、分かり易く技術動向等を図示した特許マップ等を作成し、課題解決のための基礎情報・参考情報となる特許情報分析結果を提供した(2021年度実績:103件)。

なお、2022 年度からは、名称を「I Pランドスケープ支援事業」と変更し、引き続き中小企業等に対して、「経営計画の策定」や「販路拡大」「競争力の強化」「事業の転換」等、技術開発に限らない様々経営・事業の課題に対して、支援を実施する。

## (16) 中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン

特許庁・INPITは、中小企業・スタートアップにおける知財活用支援強化のため、2021年12月に、中小企業庁と共に「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」「を公表した。本アクションプランでは、中小企業庁との施策連携強化、中小企業等の支援機関とINPITの組織的連携強化、「知財アクセラレーションプログラム(IPAS)」等の効果的実施、知財活用に意欲的な中小企業に対して知財・経営支援専門家チームによる伴走型支援を行う「加速的支援事業」の創設等の知財総合支援窓口の強化を盛り込んでいる。

#### 3. 2. 大学等に対する支援

#### (1) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

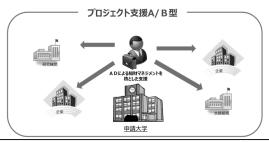
INPITは、事業化を目指す産学連携活動を展開する 大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクト の知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生 に資する大学等の活動を促進している(参照:図15)。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知

的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザイン が複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクト の創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援 している。

◇2021 年度派遣実績 18 大学 (プロジェクト支援A型 10 大学、プロジェクト支援B型8大学)

#### 図 15 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



プロジェクト支援A型:進行中の産学連携プロジェクトの事業化への加速を支援 プロジェクト支援B型:プロジェクトの創出から事業化へ向いた産学連携活動を一貫して支援 (いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す)

#### (2) 知財戦略デザイナー派遣事業

特許庁では、2019 年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA(リサーチ・アドミニストレーター)をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が大きく花開く、例えば共同研究への発展や事業化などの未来展望を研究者に提案している。そして、研究者が目指す未来を実現するため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどの知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援している。

2021 年度には、16 名の知財戦略デザイナーを 20 大学に 派遣した。

#### (3) 大学の知財活用アクションプラン

特許庁・INPITは、大学における知財活用支援強化 のため、2021年12月に、経済産業省産業技術環境局と共

<sup>1</sup> 中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227002/202112270 02.html

に「大学の知財活用アクションプラン」を公表した。<sup>1</sup>本アクションプランでは、経済産業省産業技術環境局との施策連携強化、INPITによる「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」<sup>2</sup>の創設や、「知財戦略デザイナー派遣事業」の効果的実施、大学発ベンチャーのグローバルな事業展開に資する国際的な権利取得の支援創設に向けた取組等を盛り込んでいる。

#### 3. 3. 知財活用全般に対する支援

#### (1) 知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、INPITは、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している(参照:図16)。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2021 年度派遣実績 54 プロジェクト

図 16 知的財産プロデューサー派遣事業の概要



## $^1$ 大学の知財活用アクションプラン

 $\label{eq:https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/20211210001.html} \begin{tabular}{ll} https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/202112100\\ 01.html \end{tabular}$ 

#### (2) 地域団体商標制度

地域名と商品(サービス)名とを組み合わせた地域ブランドを商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録することができないものとされていた地域名と商品(サービス)名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2022 年 3 月末までに 1,311 件が出願され、730 件について設定登録されている。

地域団体商標制度の更なる普及と地域団体商標産品(サービス)のブランド力向上を促すため、2018年1月に「地域団体商標マーク」を策定している(参照:図17)。「地域団体商標マーク」は、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、214の団体に活用いただいている(2022年3月末時点)。

本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する 団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾 を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、 第三者産品(サービス)との差別化に役立つとともに、商 品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブラン ドとして特許庁に登録されていることを PR するツールと して活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防 止する効果が期待される。

また、特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、 2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で 説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等につい て説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知

### 2 産学連携スタートアップアドバイザー事業

https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html

#### 図 17 地域団体商標マーク



#### <地域団体商標マーク>

を体のデザインはシンブルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。 「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国名地の地域団体商標を表している。

及び利用促進を図っている。

2022 年 3 月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの制度に関する支援策、登録されている 717 件 (2021 年 12 月末時点)の地域団体商標の情報等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック~カタログ編~2022」を作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

#### (3) デザイン経営に関する取組

2017 年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた「『デザイン経営』宣言」において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言されたことを受け、特許庁では、2018 年8月に「デザイン統括責任者(CDO)」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践している。2021年度の取組は以下のとおりである。

#### ① I - O P E N¹プロジェクト

I - OPENER(豊かな社会を願い、想いと想像力から生まれる知的財産をいかして、未来を切り開く情熱を有する人々)を支援するプロジェクトであり、その成果を通じて、知財の新たな価値を提案し、2025年の大阪・関西万博で発信することを目指している。2021年度は、I - OPENERとして10者を選定した上で、それらに対して、弁理士等の知財の専門家とアイデアを社会実装する技術や知識を有する専門家などをマッチングし、ハンズオンで支援した。また、次代のI - OPENERを生み出すエコシステムの実現に向けた取組として調査事業を開始した。②中小企業のデザイン経営支援

デザイン経営と知的財産活動の好循環の創出を目指し、中小企業のデザイン経営支援における現状の課題や 2021 年に公表した「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック<sup>2</sup>」を踏まえ、デザイン経営と知的財産活動の関係性に関する仮説の構築、自治体・支援機関との連携の検討、デザイン経営の実践支援ツールの試作、中小企業庁との連携(中小企業白書へのデザイン経営に関する分析の掲載支援<sup>3</sup>) 等を実施した。

#### ③デザイン経営の推進

特許庁内の職員へのデザイン思考の浸透を図り、職員によるデザイン経営の実践を推進するとともに、これらにより得た知見を、講演やイベント、パンフレット等により庁外に向けて情報発信することで社会全体のデザイン経営の推進を支援した。また、急速にそして大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、2021年6月に特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ(MVV)を更新した。

図 18 MVVポスター



#### 4. 政令の施行に伴う料金改定

#### (1) 令和3年特許法等改正に伴う料金改定

近年、中国の特許文献急増等に伴う審査負担の増大や、 大規模システム刷新・庁舎改修等の投資負担により、特許 特別会計は平成26年度以降7年連続で単年度赤字となっ た(参照:図19)。このような状況下において、審査の質・ スピードの維持向上や、デジタル化等による利用者の利便

 ${\tt https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\_keiei/chushohtml}$ 

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho/04Hakusyo\_part2\_chap2\_web.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 知的財産 (Intellectual Property) とイノベーション (Innovation) を自分自身 (I) が開いていき、人々の目から鱗が落ちる (Eye-Opening) という意味が込められている。

<sup>2</sup> 中小企業のためのデザイン経営ハンドブック

性向上のためには、歳出削減努力に加え、料金体系の見直 しによる歳入確保が不可欠であったことから、特許法等の 一部を改正する法律(令和3年5月21日法律第42号)及 び特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令 の整備等に関する政令(令和3年12月24日政令第344 号)の施行に伴い、特許関係料金、商標関係料金及び国際 出願に係る国際調査手数料等を改定した(参照:図20)。

### (2)歳出・歳入構造改革による電子化手数料の改定

2020 年 10 月から 2021 年 1 月にかけて計 5 回開催された産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革の観点から、電子化手数料の適正化について指摘がされ、電子化手数料の算定方法について見直しを行った。その結果、実費が現行料金を上回っている状況であることが明らかとなったことから、電子化手数料についてその実費に基づいた見直しを行った。

具体的には、特許法等関係手数料令の一部を改正する政令(令和4年3月24日政令第76号)の施行に伴い、電子化手数料について、1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額から、1件につき2,400円に書面1枚につき800円を加えた額に改定した。

図19【決算・予算ベースでの剰余金推移】

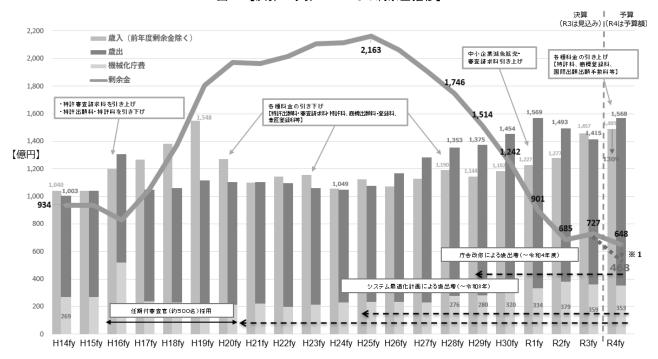


図 20【2022 年 4 月 1 日に改定した料金】

## 過去の主な料金の推移

## 今回の法定金額の見直し

	2008改正 2011改正 2012改正 2016改正 2019改正							
		~2008/5	2008/6 ~ 2011/7	2011/8 ~ 2012/3	2012/4 ~ 2016/3	2016/4 ~ 2019/3	2019/4 ~	
	出願料	16,000円	15,000円			14,000円		
	審査請求料	168,600円 +請求項数×4,000円	118,000円 +請求項		円 項数×4,000円		138,000円 +請求項数×4,000 円 &中小減免拡大	
特許	特許料 (1-3y)	2,600円 +請求項数×200円	2,300円 + 請求			2,100円 +請求項数×200円		
計	(4-6y)	8,100円 +請求項数×600円	7,100円 + 請求項数×500円			6,400円 +請求項数×500円		
	(7-9y)	24,300円 +請求項数×1,900円	21,400円 +請求項数×1,700円		19,300円 +請求項数×1,500円			
	(10-20y)	81,200円 +請求項数×6,400円	61,600円 + 請求項数×4,800円		55,400円 +請求項数×4,300円			
РСТ	日本語	110,000円			80,000	80,000円		
PCI	英語 110,000円				円	166.000円		
商	出願料	1 ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		6,400円 + 区分数×8,600円				
標	登録料 66,000円×区分数 37,600円×区		円×区分	×区分数 28,		8,200円×区分数		
	更新料	更新料 151,000円×区分数 48,500円×		円×区分	38,8		8,800円×区分数	

(※) 括弧内は上限の金額								
改正前法定金額	改正後	政令で定める金額						
(16,000円)	改定無し	14.000円						
(168,600円 +請求項数×4,000円)	改定無し	138,000円 +請求項数×4,000円						
2,100円 +請求項数×200円		4.300円 +請求項数×300円						
6,400円 +請求項数×500円	(毎年 61,600円	10.300円 +請求項数×800円						
19,300円 +請求項数×1,500円	+請求項数× <u>4,800円</u> )	24.800円 +請求項数×1.900円						
55,400円 +請求項数×4,300円		59.400円 +請求項数×4.600円						
(143,000円)	(170,000円)	160.000円						
(221,000円)	(249,000円)	186,000円						
(6,000円 +区分数×15,000円)	改定無し	3.400円 +区分数×8.600円						
28,200円×区分数	( <u>32,900円</u> ×区分数)	32.900円×区分数						
38,800円×区分数	( <b>43,600円</b> ×区分数)	43.600円×区分数						